

JTA マイナンバー (JPIN) 関連規程改正の件

改正 (案)

* 赤字は説明文。取り消し線と黄色マーカーは削除部分、下線と太字斜体青字は訂正、変更、追加挿入文

2026年

登録関連細則 (選手登録細則)

修正

P207

(登録の抹消と停止)

第5条 本協会は、選手が以下の項のいずれかに該当した場合、倫理委員会の審査及び常務理事会の決議により本協会の登録を抹消または停止することができる。

- ① 本協会が禁止した競技会に参加した者選手
- ② フェアプレーの精神などスポーツマンシップに著しく反する行為のあった者選手
- ③ 競技者として著しく本協会の品位と名誉を傷つけた者選手
- ④ 本協会のトーナメント競技規則 30 (違法な薬物) に該当する行為のあった者選手
- ⑤ 本協会からデビスカップ、フェド・ビリー・ジーン・キングカップ、オリンピック等、国の代表として指名され、正当な理由なくしてこれを拒否した者選手
- ⑥ 本協会登録選手が、日本以外の国または地域を、ATP、WTA および ITF に登録した場合、本協会選手登録から抹消される。

(改廃)

第9条 この細則の改廃は、常務理事会の決議を経て行う。

附則

1. 選手登録に関する手続は、常務理事会が別に定める一般選手、プロフェッショナル、ベテラン選手、ジュニア各選手に関する登録

基準による。

登録関連細則（一般選手登録基準）

修正

P208

一般選手登録基準

1 新規登録の方法

新規に登録を希望する者~~場合~~は、JTA が運営する選手向けウェブサイト「JTA プレーヤーゾーン」の「サインアップ」ボタンより、必要事項（氏名、性別、住所、生年月日、連絡先、所属団体）を記入・選択の上、選手登録手続きを行い、あわせて年間登録料 ~~3,000~~5,000 円 [1 年度（4 月～翌年 3 月）分（税別）] の支払いを行う。支払い完了後は、登録料の返金を行わない。

一般選手登録が完了すると登録番号が自動発行され、申請者は JTA プレーヤーゾーンの「プロフィール情報」メニューより、登録番号を確認することができる。

JTA プレーヤーゾーン上、登録種別は「JTA 一般選手登録」と表示される。

修正

3 登録更新の方法

次年度分の一般選手登録の更新を行う者~~場合~~は、更新の登録料の支払いを、以下のいずれかの方法で行う。

1) JTA プレーヤーゾーンにて支払う（都度払い）

「JTA プレーヤーゾーン」にて、ウェブ画面の指示に従い、必要事項を記入の上、年間登録料 ~~3,000~~5,000 円 [1 年度（4 月～翌年 3 月）分（税別）] の支払いを行う。

2) 預金口座振替にて支払う（自動引落）

- ・ 申込方法について

JTA 公式ホームページ (<http://www.JTA-tennis.or.jp/>) より、「預金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」をダウンロードし、印刷の上、必要事項を記入し、11 月 20 日までに本協会に郵送にて提出する。

- ・ 口座振替について

上記申込が受理されると、その後は毎年12月26日に、翌年度の年間登録料 ~~3,000~~5,000 円 [1年度(4月～翌年3月)分(税別)] が自動引き落としされる。

「登録抹消および預金口座振替・自動払込の停止」の申し出がない限り、翌々年度分の口座振替は継続して実施される。

- ・ 口座振替ができなかった場合

口座振替が完了せず、次年度以降の選手登録の継続を希望する場合は、支払期限の3月31日までに、JTA プレーヤーゾーンにて選手登録料の支払いを行う必要がある。

修正

7 改廃

この基準の改廃は、常務理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 本登録基準は、平成9年4月1日より施行する。

平成9年4月1日 施行 平成12年3月1日 改正
平成17年3月1日 改正 平成18年3月1日 改正
平成21年1月14日 改正 平成24年4月1日 改正
平成26年12月15日 改正 平成27年3月1日 改正
令和6年1月31日 改正 令和7年1月14日 改正

令和7年9月10日 改正

プロフェッショナル登録基準

修正

P212

5. 登録有効期間と登録料

プロフェッショナル選手登録の有効期間は1年(1年度/4月～翌年3月)とし、登録料は年間 ~~10,000~~20,000 円(税別)とする。登録料

は、前年の12月26日に口座振替にて支払う。登録および更新の際は、eラーニングを受講し、合格する必要がある。受講料は、登録料と合わせて支払う。

修正

10. 更新

- ① プロフェッショナル登録は、更新することができる。
- ② 更新料は ~~10,000~~ 20,000 円（税別）とする。
- ③ 更新に際し、プロフェッショナルは本協会が提供あるいは指定する研修を履修しなければならない。

修正、追記

14. 施行日 改廃

本登録基準は、平成30年4月1日より施行する。この基準の改廃は、常務理事会の議決を経て行う。

付則 附則 本登録基準は、平成3年5月29日より施行する。

平成3年5月29日 制定 平成12年3月16日 改正
平成17年3月1日 改正 平成18年12月5日 改正
平成21年1月14日 改正 平成24年4月1日 改正
平成28年9月27日 改正 平成30年2月15日 改正
令和2年1月10日 改正 令和3年1月15日 改正

令和7年9月10日 改正

ベテラン選手登録基準

修正

P215

2 新規登録の方法

新規に登録を希望する場合は、JTA が運営する選手向けウェブサイト「JTA プレーヤーゾーン」の「サインアップ」ボタンより、必要事項（氏名、性別、住所、生年月日、連絡先、所属団体）を記入・選択の上、選手登録手続きを行い、あわせて年間登録料 ~~3,000~~4,000 円 [1 年度（4 月～翌年 3 月）分（税別）] の支払いを行う。支払い完了後は、登録料の返金を行わない。

ベテラン選手登録が完了すると登録番号が自動発行され、申請者は JTA プレーヤーゾーンの「プロフィール情報」メニューより、登録番号を確認することができる。

JTA プレーヤーゾーン上、登録種別は「JTA ベテラン選手登録」と表示される。

2. 登録方法

登録をする者は、郵便局に常置されている振込取扱票（郵便振替払込取扱票）に必要事項を記入の上、年間登録料 3,000 円 [1 年度（4 月～翌年 3 月）（税別）] を添えて郵便局へ提出する。郵便局を通じ、JTA へ提出された「ベテラン選手登録用（郵便振替払込取扱票）」に基づき、ベテラン選手登録番号を決定する。

修正

3 登録更新の方法

次年度分のベテラン選手登録の更新を行う場合は、更新の登録料の支払いを、以下のいずれかの方法で行う。

1) JTA プレーヤーゾーンにて支払う（都度払い）

「JTA プレーヤーゾーン」にて、ウェブ画面の指示に従い、必要事項を記入の上、年間登録料 ~~3,000~~4,000 円 [1 年度（4 月～翌年 3 月）分（税別）] の支払いを行う。

2) 預金口座振替にて支払う（自動引落）

・ 申込方法について

JTA 公式ホームページ (<http://www.JTA-tennis.or.jp/>) より、「預金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」をダウンロードし、印刷の上、必要事項を記入し、11 月 20 日までに本協会に郵送にて提出する。

・ 口座振替について

上記申込が受理されると、その後は毎年 1 2 月 2 6 日に、翌年度の年間登録料 ~~3,000~~4,000 円 [1 年度（4 月～翌年 3 月）分（税別）]

が自動引き落としされる。

「登録抹消および預金口座振替・自動払込の停止」の申し出がない限り、翌々年度分の口座振替は継続して実施される。

・ 口座振替ができなかった場合

口座振替が完了せず、次年度以降の選手登録の継続を希望する場合は、支払期限の3月31日までに、JTA プレーヤーゾーンにて選手登録料の支払いを行う必要がある。

3) 郵便局に常置されている払込取扱票にて支払う（都度払い）

郵便局に常置されている「払込取扱票」にて、必要事項を記入の上、年間登録料 4,000 円 [1年度（4月～翌年3月）分（税別）] の支払いを行う（2027年度分の登録料より廃止予定）。

修正

4. 登録抹消

選手登録の抹消は、JTA ホームページの「登録抹消および預金口座振替自動払込の停止」から申し出ることによって登録の抹消手続きができる。

修正

5. 登録変更

1) 氏名、住所、**所属団体** メールアドレス、電話番号等の変更は、**所定の選手登録変更届書**をもって JTA プレーヤーゾーンにて選手が自ら行う。

2) 所属団体の変更

JTA 公式ホームページより、「所属団体変更申請」フォームに必要事項入力の上、申請する。確認の上、受理され次第、JTA プレーヤーゾーンのプロフィール情報に反映される。

追記、修正

6. 改廃

この基準の改廃は、常務理事会の議決を経て行う。

附 則

1 本登録基準は、平成9年4月1日より施行する。

平成9年4月1日 施行 平成12年3月1日 改正
平成17年3月1日 改正 平成24年4月1日 改正
令和4年1月14日 改正 令和6年1月31日 改正
令和7年1月14日 改正 令和7年9月10日 改正

ジュニア選手登録基準

追記

P216

公益財団法人日本テニス協会（以下「本協会」という。）は、選手登録細則に基づき、JTA ジュニアランキング対象大会およびその基礎となるジュニア選手登録制度の円滑な運用を確保し、大会への参加促進、テニスの普及並びにジュニア選手の発掘、育成および強化を実現することを目的として、ジュニア選手によるJTA 選手登録番号の取得（以下、「JTA ジュニア選手登録」という。）に関する手続きとして本基準を定める。

JTA ジュニアランキング対象大会に出場する選手は、JTA プレーヤーゾーンを通じてJTA 選手登録番号を取得しなければならない。

追記

1. 定義

- ① 本基準でいう「JTA 選手登録番号」とは、本基準に定める手続きを経て、選手1人につき1つだけ付与される固有かつ不変の選手番号をいう。
- ② 本基準でいう「ジュニア」とは、当該年の12月31日において年齢が満18歳以下の男女で、原則として日本国内に居住する者をいう。
- ③ 本基準でいう「主としてプレーする都道府県」とは、日常の練習等の競技活動の日数等が最も多い都道府県をいう。JTA ジュニア選手登録に際し、複数の都道府県テニス協会をその管轄都道府県テニス協会として登録することはできない。
- ④ 本基準でいう「団体」とは、テニス事業者、学校のテニス部、テニスグループ等をいうものとし、その定義等の詳細は原則として都

道府県テニス協会が定めるところによる。JTA ジュニア選手登録に際し、複数の所属団体を登録することはできない。

- ⑤ 本基準でいう「地域」とは、本協定会款第7条に規定する9つの地域に分割されている地理的エリアをいう。

会員種別を追記

2. JTA ジュニア選手登録の種別

JTA ジュニア選手登録の種別は、「有料会員」(JTA ジュニア選手登録A)と「無料会員」(JTA ジュニア選手登録B)の2種別とする。

- ① JTA ジュニア選手登録Aは、A、B、CおよびD大会に出場することができ、ランキングが付与される(ただし、JTA ジュニア選手登録Aの登録料を2026年度は0円とし、全選手にランキングを付与する)。
- ② JTA ジュニア選手登録Bは、C大会のみ出場することができ、ランキングが付与される(ただし、JTA ジュニア選手登録Bは2026年度運用しない)。

個人登録の方法を追記

2. JTA ジュニア選手登録の申請

3. 登録の方法

登録方法は以下のいずれかの方法で行う。

① 個人による登録

新規に登録を希望する場合は、JTA が運営する選手向けウェブサイト「JTA プレーヤーゾーン」の「サインアップ」ボタンより、必要事項(氏名、性別、住所、生年月日、連絡先、所属団体)を記入・選択の上、選手登録手続きを行い、以下の1)~4)のとおりとする。

1) 有料会員 (JTA ジュニア選手登録A) の場合

あわせて年間登録料1,000円[1年度(4月~翌年3月)分(税別)]の支払いを行う。支払い完了後は、登録料の返金を行わない(ただし、2026年度は年間登録料を0円とする)。

2) 無料会員 (JTA ジュニア選手登録B) の場合 (ただし、2026年度運用しない)。

年間登録料0円

3) 年度途中の有料会員への変更を可とする。なお、年度途中からの登録であっても、登録料は1,000円(税別)とする(ただし、2026年度は無料)。

4) ランキングポイントは、有料会員登録後に申し込みをした大会の結果についてのみ付与される(ただし、2026年度は無料、登録後に申し込みをした大会結果のみ付与)。

JTA ジュニア選手登録が完了すると登録番号が自動発行され、申請者は JTA プレーヤーゾーンの「プロフィール情報」メニューより、登録番号を確認することができる。

JTA プレーヤーゾーン上、登録種別は「JTA ジュニア選手登録」と表示される。

② 所属先団体による一括登録申請（登録代行費用別途必要）

JTA ホームページより所定の書式を入手し、提出すること。

① JTA ジュニア選手登録の申請は、当該登録を希望するジュニアが、当該ジュニアが主としてプレーしジュニア選手として登録する都道府県のテニス協会（以下「管轄都道府県テニス協会」という。）に加盟する団体を通じ、当該テニス協会に対して行う。

② JTA ジュニア選手登録に際し、複数の都道府県テニス協会をその管轄都道府県テニス協会として登録することはできない。

③ JTA ジュニア選手登録に際し、その所属団体として日本中学校体育連盟、全国中学校テニス連盟又は全国高等学校体育連盟に所属するテニス部を登録する場合には、これらの団体以外に、同一都道府県内に限り、もう一つの所属団体を登録することができる。

登録有効期限と休止を追記

4. 登録有効期限及び休止

① JTA ジュニア選手登録は、毎年4月1日から翌年3月31日まで有効とする。

② 3月31日までに次年度分のジュニア選手登録を更新していない選手は、その登録の更新手続きを完了するまで休止扱いとみなし、次年度大会へウェブエントリーをすることができない。

③ 登録の更新手続きを完了するまでの期間に出場した大会のポイントは付与されない。また、ランキングにも名前は掲載されない。ただし、その場合でも、当該選手の選手登録番号および、JTA ポイントは維持され、0にならない限り、登録の更新手続きを完了した翌週から JTA ジュニアランキングに掲載される。

個人による登録への変更に伴い削除、登録は2項に移動

3. JTA 選手登録番号の取得及び休止

- ① JTA ジュニアランキング対象大会に出場するジュニア選手は、本項②③④に記載の手続きを経て、JTA 選手登録番号を取得しなければならない。
- ② JTA ジュニア選手登録の申請は、本基準 2 項に従って行う。
管轄都道府県テニス協会は、本基準 2 項②に基づく申請を受け、本協会に対し、JTA 選手番号の発行依頼を行う。
- ③ JTA 選手登録番号は、本協会にて発行され管轄都道府県テニス協会に対し通達されるものとする。また、JTA 選手登録番号は、管轄都道府県テニス協会の定める方法によりジュニア選手へ通知される。ただし、当該選手が管轄都道府県テニス協会を通じて、JTA ジュニア選手登録を行う前から、JTA 選手登録番号を保有している場合には本④は適用されない。
- ④ JTA ジュニア選手登録の休止は、管轄都道府県テニス協会を通じて本協会に対してなされるジュニア選手登録の休止の申請に基づき行う。

登録情報の削除を追記

5. 登録情報の削除

選手登録情報の削除は、JTA ホームページの「登録削除」から申し出ることによって登録情報の削除手続きができる。

登録更新の方法を追記

6. 登録更新の方法

- ①次年度分の JTA ジュニア選手登録の更新を行う場合は、有料会員 (JTA ジュニア選手登録 A)・無料会員 (JTA ジュニア選手登録 B) いずれも「JTA プレーヤーゾーン」にて、ウェブ画面の指示に従い、必要事項を記入の上登録更新手続きを行う。
- ② 有料会員 (JTA ジュニア選手登録 A) は、更新時に年間登録料 1,000 円 [1 年度 (4 月～翌年 3 月) 分 (税別)] の支払いを行う (都度払い)。
(ただし、2026 年度は年間登録料を 0 円とする)

項目番号繰り下げ、①④修正

7. JTA 選手登録番号の継続使用

- ① JTA 選手登録番号は、JTA ジュニア選手登録申請時において JTA 選手登録番号を保有していない選手に対してのみ発行される。
- ③ JTA 選手登録番号を取得したジュニア選手が、その後に、一般選手登録またはベテラン選手登録を行う場合には、継続して、同一

の選手登録番号を使用する。

- ③ 既に一般選手登録をしている場合等、JTA 選手登録番号を保有する選手が、新たに JTA ジュニア選手登録申請を行った場合、既に保有する JTA 選手登録番号を継続して使用する。
- ④ 当該選手に紐づく有効な選手登録（ジュニア選手登録、一般選手登録、ベテラン選手登録）が存在しない場合であっても、一度発行された JTA 選手登録番号は削除されず保持され、後に当該選手が再び何らかの選手登録を行った場合、当該選手登録番号を使用する。JTA 選手登録番号自体の削除を希望する場合、選手は、本協会に対し（ジュニア選手については、管轄都道府県テニス協会を通じて本協会に対し）JTA 選手登録番号削除の申請を行う。

項目番号繰り下げ、修正

8. JTA ジュニア選手登録の内容変更

- ① JTA ジュニア選手登録情報のうち、所属団体および管轄都道府県テニス協会以外の登録情報の変更を希望する者場合は、管轄都道府県テニス協会が指定する下記以下の（ア）及びまたは（イ）のいずれかまたは両方の方法により当該変更を行うものとする。
 - （ア）管轄都道府県テニス協会へ申請
管轄都道府県テニス協会を通じて、本協会に対して登録情報変更の申請を行う。申請を受理した都道府県テニス協会は、速やかに本協会に対して、当該選手の JTA 選手登録情報の変更を通知するものとする。
 - （イ）JTA プレーヤーゾーンから選手自ら変更
選手が JTA プレーヤーゾーンへのログイン可能な場合は、選手自ら JTA 選手登録情報を変更することができる。ただし、この方法の場合、変更されるのは JTA プレーヤーゾーンに保存されている情報のみとなる。
- ② 所属団体または管轄都道府県テニス協会の変更は、選手自身が上記（イ）の JTA プレーヤーゾーンで行うことはできない。変更を希望する選手は、上記（ア）の方法により変更を行う。
- ③ 所属団体または管轄都道府県協会の変更は、原則として各都道府県テニス協会が定める所定の期間内に行うものとする。

項目番号繰り下げ

9. 本基準の運用における地域テニス協会と本協会の役割

- ① 本基準が、JTA ジュニアランキング対象大会およびその基礎となるジュニア選手登録制度の円滑な運用を確保し、大会への参加促進、テニスの普及並びにジュニア選手の発掘、育成および強化を実現することを目的とするものであることに鑑み、その運用において、地域テニス協会は以下の役割を果たすものとする。
- (ア) 地域内の都道府県テニス協会の選手登録に関する案件の調整。
 - (イ) 地域内で活動するテニス団体の加盟に関する案件の調整。
 - (ウ) 当該地域外に居住または在学するジュニア選手の登録に関する案件の調整。
- ② 本協会は、本基準の円滑な運用に必要な助言を地域・都道府県テニス協会に行うことができる。
- ③ 本協会は、本基準の円滑な運用に必要なガイドラインを制定することができる。

項目番号繰り下げ

10. 改廃

この基準の改廃は、常務理事会の議決を経て行う。

改訂時期の追記 改訂・改正確認

附則 1. この本登録基準は、2021 平成 30 年 14 月 1 日より施行する。

2018 平成 30 年 1 月 12 日 制定

2020 令和 2 年 12 月 11 日 改正

令和 7 年 9 月 10 日 改正